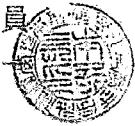


証拠番号【19】

2010年3月17日

株式会社 三菱地所設計 御中

~~毛~~
~~乙第12号証~~鹿島建設株式会社 常務執行役員
建築管理本部長 押味 至一御堂筋フロントタワー
外装KOパネル耐火認定試験結果及び改善工事の実施について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、御堂筋フロントタワーの「KOパネル」につきましては、建築基準法における耐火認定の条件を満たしていないことが判明したため、設計監理者である株式会社三菱地所設計様より是正指示書を頂戴し、鋭意、対応して参りました。

先般、2月27、28日に実施した試験結果を踏まえ、3月15、16日に、添付の改善案を施した仕様（添付資料1）で耐火性能評価試験を受験いたしました（添付資料2）。3月15日の試験（屋外側・屋内側両加熱試験）においては、問題なく合格しましたが、3月16日の屋外側からの加熱試験において、加熱終了直後一部で発火致しました。実験終了後、試験体確認を実施したところ、申請仕様（組み立て仕様）と異なっていることが判明しております。（添付資料3）

試験体の組み立ては、公的試験機関側の責任であることから、国交省と建材試験センターとの協議により、屋内側からの加熱試験は2試験体とも合格、試験自体は継続中とし、3月24日、25日に、屋外側からの加熱試験（2体）のみ再試験することとなりました。その試験を実施したうえで、即日に性能評価書を発行して頂き、大臣認定申請書を国土交通省に提出する事で調整しております。

弊社いたしましては、3月15日の試験が合格したこと、また、翌日の同仕様における試験でも、組み立て上の問題がなければ、現在の仕様で十分な耐火性能が確保できていると考えております。

そこで、一刻も早く、本件建物を耐火認定上問題のない状態にすることは社会的要請であると思料いたしますので、改善工事施工計画書（添付資料4）に基づき、直ちに改善工事に着手させていただきたくお願い申し上げます。

また、本改善工事は、外壁過半の改修工事には該当しないため（添付資料-5）、確認申請等の行政手続は不要と解釈されますが、新たな認定取得による確認申請図の一部修正が伴うものと考えております。今後ともご指導を仰ぎながら対応いたす所存であり、本改善工事中の工事監理業務につきましても、よろしくご指導を賜りたくお願い申し上げる次第です。

なお、本改善工事はすべて弊社の責任と負担で行います。事態の改善に向けて鋭意、努力して参りますので、今後とも、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具